

新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員規約

この規約（以下「本規約」という）は、新潟市が運営・管理する「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」（以下「プロジェクト」という）に入会する農業者との関係及び本プロジェクト会員が遵守すべき事項を定めたものである。

（目的）

第1条 本プロジェクトでは、会員が水稲の栽培における中干し実施期間を従来よりも延長することで削減された温室効果ガス排出量について、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という）実施要綱（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジット制度認証委員会（J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会）より認証を受けることで、創出された J-クレジットを活用し、環境に配慮した持続可能な農業の推進及び地域農業や企業の環境保全活動の活性化を図ることを目的とする。

（運営・管理）

第2条 本プロジェクトの運営・管理は新潟市（以下「運営・管理者」という）が行い、関係機関と設立した新潟市 J-クレジット普及推進協議会（以下「協議会」という）を取り組みの推進母体とする。

第2条の2 運営・管理者は J-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- （1）会員情報の管理・記録
- （2）会員入会時の内容確認（対象水田におけるプロジェクト実施前の中干し実施状況、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等）
- （3）排出削減活動リストの作成
- （4）モニタリングの実施（モニタリングデータの収集）
- （5）モニタリング報告値（排出削減量等）の算定
- （6）モニタリング報告書の作成と対応（審査対応等）
- （7）J-クレジット制度事務局への各種申請
- （8）J-クレジットの保有
- （9）J-クレジットの売買、収益の活用に関する業務の協議会への事務委任
- （10）会員の退会手続

第2条の3 運営・管理者として必要なその他事務は新潟市において行う。

（会員）

第3条 本規約において、会員とは、本規約に同意の上、別記様式第一号「新潟市みどりの農業推進プロジェクト入会届」（以下「入会届」という）により、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第3条の2 会員は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 新潟市各区農業再生協議会に「水稻生産実施計画書 兼 営農計画書」を提出していること。
- (2) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (4) J-クレジットの認証に際し、運営・管理者ならびに審査機関が必要に応じて実施する現地調査を受けることに同意すること。
- (5) 水稻栽培での中干し期間延長による土壌からの CH₄ 排出量削減についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「水稻栽培における中干し期間を延長することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (6) J-クレジット制度に係る各種手続き（プロジェクト登録、クレジット認証・発行申請等）やクレジット売買及び収益の活用について、運営・管理者に事務委任することに同意すること。
- (7) 他の類似制度及びJ-クレジット制度における、先行する同一内容（水稻栽培における中干し期間の延長）のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 水稻栽培における中干し期間の延長に係る妥当性確認及び検証等にあって、運営・管理者が必要とする情報の提供を求められた際に、虚偽の報告を行わないこと。
- (9) 環境社会配慮を行い、持続可能性を確保するために関係法令を遵守すること。
- (10) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者ではないこと。
- (11) 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- (12) その他、本プロジェクトの運営及び管理に関して必要なことで、運営・管理者が求めるときは協力をすること。

(J-クレジットの取り扱い)

第4条 会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、「新潟市みどりの田園クレジット販売要領」の定めるところにより、運営・管理者が他者へ売却するとともに、その収益は会員への分配や本プロジェクトに関する経費に供することとする。

(報告)

第5条 運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して原則として年1回、報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) J-クレジットの活用用途について

第5条の2 前条の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果概要を掲載することとする。

(免責事項)

第6条 会員は、水稻の収量、品質等への影響を十分理解した上で、中干し期間の延長に取り組むこととし、プロジェクト実施に伴い損害が生じた場合については、運営・管理者及び協議会は一切責を負わないものとする。

(会員情報の変更)

第7条 会員は、第3条の入会届で届け出た情報に変更があったときは、別記様式第二号「新潟市みどりの農業推進プロジェクト 変更届」により速やかに運営・管理者にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、別記様式第三号「新潟市みどりの農業推進プロジェクト 退会届」により運営・管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 中干し期間の延長実施水田において、クレジット認証対象期間が満了し、対象となる水田を保有しなくなったことを理由に退会する場合。
- (2) 中干し期間の延長実施水田において、クレジット認証対象期間が未了のまま、自己都合を理由に退会する場合。

第8条の2 運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第3条の2に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 会員の行為が本プロジェクトの目的に著しく相応しくないと認めたとき。

(再入会)

第9条 会員は、第8条第1項の届出後に本プロジェクトに再入会しようとするときは、改めて第3条の入会届により運営・管理者にその旨を届け出なければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第11条 会員資格の有効期間は、運営・管理者に入会届を提出・受理されてから、

退会届を提出・受理されるまでとする。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第12条 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないこととする。

(委任)

第13条 本規約に定めるもののほか、本プロジェクトの入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

(規約の改訂)

第14条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改訂できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和6年9月15日から施行する。

附 則

本規約は、令和8年3月24日から施行する。

**「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」
入会届**

_____は、新潟市が運営・管理する「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」(以下「プロジェクト」という)の趣旨・目的に賛同し、「新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員規約」及び以下の事項に同意のうえ、本プロジェクトへの入会を申し込みます。

西暦 年 月 日 申込

フリガナ				印
氏名	※法人にあつては名称及び代表者の氏名			
住所	〒			
電話番号	自宅：	FAX 番号		
	携帯：			
電子メール				
確認事項 (確認をして チェック☑し てください)	①「新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員規約」に同意します。			<input type="checkbox"/>
	② J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、新潟市が使用することに同意します。			<input type="checkbox"/>
	③ J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、新潟市が必要とする場合は提供することに同意します。			<input type="checkbox"/>
	④ J-クレジットの認証に際し、運営・管理者ならびに審査機関が必要に応じて実施する現地調査を受けることに同意します。			<input type="checkbox"/>
	⑤ 新潟市各区農業再生協議会が管理している「水稻生産実施計画書兼 営農計画書」(以下「計画書」という)の情報を新潟市が使用することに同意します。			<input type="checkbox"/>
	⑥ クレジット認証の対象となる水田は、会員自身の計画書に記載されている水田とすることに同意します。			<input type="checkbox"/>
	⑦ クレジット認証の対象となる水田の認証対象期間について、以下の事項に同意します。 ・水田一筆毎に定めることとし、認証対象期間の開始日をプロジェクト登録申請のあった日(入会届が提出された日若しくはモニタリングが可能となった日のいずれか遅い日)が含まれる暦年の開始日又は、その翌暦年の開始日とします。認証対象期間の終了日は、認証対象開始日から8年を経過する日までとします。 ・また、認証対象期間の開始日以降に、異なる農業者間で水田の権利移動等が発生した場合であっても、終了日は認証対象期間の開始日から起算して最大8年を経過する日までとし延長は認めません。			<input type="checkbox"/>
	⑧ 水稻栽培における中干し期間延長による土壌からの CH ₄ 排出量削減についての環境価値(温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット)を新潟市へ譲渡すること、その結果として「水稻栽培における中干し期間を延長することで温室効果ガス排出量を削減」したことを主張できなくなることに同意します。			<input type="checkbox"/>

<p>確認事項</p> <p>(確認をして チェック☑し てください)</p>	<p>⑨ J-クレジット制度に係る各種手続き（プロジェクト登録、クレジット認証・発行申請等）やクレジット売買及び収益の活用について、新潟市に事務委任することに同意します。</p>	<input type="checkbox"/>														
	<p>⑩ 「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」への入会にあたり、他の類似制度及びJ-クレジット制度における、先行する同一内容（水稻栽培における中干し期間の延長）のプロジェクトのいずれにおいても登録していません。</p>	<input type="checkbox"/>														
	<p>⑪ 水稻栽培における中干し期間の延長に係る妥当性確認及び検証等にあたって、新潟市が必要とする情報の提供を求められた際に、虚偽の報告を行いません。</p>	<input type="checkbox"/>														
	<p>⑫ その他、本プロジェクトの運営及び管理に関して必要なことで、運営・管理者が求めるときは協力をします。</p>	<input type="checkbox"/>														
	<p>⑬ 日本経済団体連合会における経団連カーボンニュートラル行動計画への参加については以下の通りです。</p> <p style="padding-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> 参加しています <input type="checkbox"/> 参加していません </p>	<input type="checkbox"/>														
	<p>⑭ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における</p> <p style="padding-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> 特定排出者に該当します <input type="checkbox"/> 特定排出者に該当しません </p> <p>特定排出者に該当する場合、新潟市へ譲渡した環境価値（J-クレジット）に相当する排出量を、当該年度の調整後排出量の計算において加算することに同意します。</p> <p>特定排出者コード（9ケタの値）：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 20px;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>											<input type="checkbox"/>				
	<p>⑮ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく定期報告における</p> <p style="padding-left: 40px;"> <input type="checkbox"/> 対象者に該当します（<input type="checkbox"/>一種 <input type="checkbox"/>二種） <input type="checkbox"/> 対象者に該当しません </p> <p>対象者に該当する場合：</p> <p>省エネ法特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号（7ケタの値）：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 14.28%; height: 20px;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> </tr> </table> <p>省エネ法指定工場番号（7ケタの値）：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 14.28%; height: 20px;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> <td style="width: 14.28%;"></td> </tr> </table>															<input type="checkbox"/>
<p>⑯ 「別添 環境社会配慮を行い持続可能性を確保することの同意書」にプロジェクトに必要な事項を記入しました。</p>	<input type="checkbox"/>															
<p>⑰ 以下の情報を確認できる生産管理記録等の資料及びその他新潟市が必要とする資料を添付しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中干し期間の延長を実施する水田の所在地 （同一所在地において農地の枝番号、管理番号等がある場合はその情報を含む） ・ プロジェクト実施前の直近2ヵ年以上の当該水田における中干しの実施日数 	<input type="checkbox"/>															

新潟市受理
年 月 日

別添 環境社会配慮を行い持続可能性を確保することの同意書

新潟市 御中

住所 _____

会員名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）に、方法論 AG-005（水稻栽培における中干し期間の延長）に基づくプロジェクトを登録して実施するにあたり、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律

その他関連法令等を遵守することを誓約します。

以上

**「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」
変更届**

「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」入会届で届け出た情報に変更があったので、会員規約第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

住所 _____

会員名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

_____ 印

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		

新潟市受理

年 月 日

「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」
退会届

「新潟市みどりの農業推進プロジェクト」を退会したく、次のとおり届け出ます。

住所 _____

会員名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

_____ 印

退会年月日	
退会の理由	

新潟市受理

年 月 日